

産業廃棄物処分量許可証

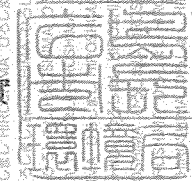
住所 広島市中区中町8番18号

氏名 一般財団法人 広島県環境保全公社
 理事長 信夫 秀紀
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 貴



許可の年月日 平成31年 4月23日
 許可の有効期限 令和 8年 4月22日

再複写無効

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
最終処分 (埋立) 以下 余白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 銹さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下 余白

2. 事業の用に供する全ての施設
 別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H31. 4. 26	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考
 令和 6年 9月12日 代表者変更により書換